

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°609
2021.11.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- スリランカ強制送還違憲判決のご報告……………高橋 済
トヨタ自動車過労自死事件逆転勝訴判決の報告……………梅村浩司
(シリーズ・コロナ禍における人権問題)
シフト制の問題と首都圏青年ユニオンの取り組み……………藤原朋弘
【シリーズ全国リレー・埼玉】
「選挙供託金違憲訴訟」終了のご報告……………鴨田 譲
- シリーズ 憲法を知るための12作品**
- 堀川恵子著『戦禍に生きた演劇人たち 演出家・八田元夫と「桜隊」の悲劇】……………神垣真歩
(23期弁護士ネットワーク主催)
「原発訴訟から司法を考える」—オンライン学習会報告……………澤藤統一郎
秋の全国ミーティング(第2回常任委員会)〈性的マイノリティの報告〉
「セクシュアル・マイノリティ入門」に関するご報告……………藤井啓輔
トランスジェンダー排他的言説に関する近時の動向……………北條友里恵
「アライ」とは～差別や偏見を見過ごさない『真のダイバーシティをめざして』を参考に……………油原麻帆
【議長トーク】「私の実務修習(刑事裁判)」……………上野 格



東京・千束“西の市”

スリランカ強制送還違憲判決のご報告

東京 高橋 済 (送還国賠弁護団)

一 序

二〇二二年九月二三日、東京高等裁判所は、入管による強制送還を憲法三二条(裁判を受ける権利)等に違反するとの判決を下した。双方上告せず、この判決は確定した。

本件は、二〇一四年二月一八日に行われた強制送還の憲法適合性が争点となった事案であった。難民不認定の告知から二四時間以内の強制送還は、入管全体をあげて行っている強制送還の手法であり、その国策から、裁判所が権利救済機関として人権を擁護するかが問題となった事件でもあった。

二 事案の概要

本件強制送還の態様は異常なものであった。

まず、二〇一四年二月一七日、原告の一人は、東京入管に午前一〇時頃出頭したところ、突然、身体拘束され、そのまま、難民異議棄却(※難民とは、粗末な服を着ている人かどうかは関係なく、強制送還された場合に祖国の国家権力等により生命・身体などに危険が及ぶ状況にある人のことをいう)が告げられた。わずかに弁護士との連絡を取る機会を与えられたものの、連絡もつかないままに、外部との連絡を遮断され、翌朝(一八日)午前五時四三分に羽田空港から強制送還された。

この間、わずか一八時間の出来事である。

三 東京地裁判決(合憲判決)

このような態様で送還された人のうち二名が、二〇一七年一〇月一九日、東京地方裁判所に対し、「裁判を受ける権利」の侵害を理由として国家賠償請求訴訟を提起した。

これに対して、東京地裁は、二〇二〇年二月二七日、「裁判を受ける権利」を侵害するものではないなどとし、本件強制送還は合憲、適法であると判断した。原告側の全面敗訴である。

四 東京高裁判決(違憲判決)

原告らは、二〇二〇年三月一〇日、原判決を不服として控訴した。

これに対し、冒頭のとおり、東京高裁が、本件強制送還を憲法違反、違憲であるとの判断を下したのである。

(1) 「裁判を受ける権利」(憲法三二条)の概念

東京高裁判決は、東京地裁判決が「裁判を受ける権利」を形式的に狭くとらえていたのに対し、実質的に広くとらえた。

「裁判を受ける権利」は、抽象的・形式的に司法審査の機会が保障されていれば足りるとするものではなく、実質的に司法審査の機会が保障されることまでをも要請するものであることを前提と

したのである。

本件のように公権力が「事実上」訴訟提起を不可能にする状態を作り上げることは「裁判を受ける権利」の侵害に当たり許されないと判断されることになる。

(2) 本件送還の正当化事由の検討

国側は、本件のような送還手法を法律（入管法五三条（送還の根拠規定））により正当化しようとした。

しかし、東京高裁判決は、①行政事件訴訟法一四条三項、②行政事件訴訟法四六条（及びその通達）、③難民異議取扱要領を指摘して、司法審査の機会を実質的に奪う結果を許容するものではないと判断した。

(3) 適用違憲の判断

本判決が強制送還を違憲（適用違憲）とした判断は、以下の理由に尽きる。

前述のとおり、入管が、原告らを突如、身体拘束し、難民異議棄却の告知をし、即送還したという点を指摘した。

さらに、国側は二月七日に難民異議棄却が出ていたにもかかわらず、それを二月十七日にまで秘しており、送還の一八時間前まで告知していなかった。

それだけではない。同年一〇月二三日、異議棄却の判断がなされる前に、すでに送還の対象者と

してリストに掲載されていたこともわかった。難民保護など最初からさらさらするつもりもなかったということがわかる。概ねこれらの理由から、裁判所は、入管が難民異議棄却の告知の時期を意図的に送還直前に遅らせ、訴訟提起の検討の暇さえあたえず、強制送還したものであり、本件送還が憲法三二条に違反すると判断したのである。

五 本判決の意義

本判決は「当該難民申請が濫用的なものであるか否かも含めて司法審査の対象とされるべきである」と判断した点は法改正に与える影響は計り知れない。ただ、ここでは在留資格のない人の人権に関する本判決の意義について述べたい。

裁判所は、従前、在留資格のない人の「人権」は、在留資格制度の枠内でのみ保障されるととまるとあるから、まして在留資格のない人の「人権」は全て強制送還に劣後するとの判断を行ってきた。

しかし、本判決は、「在留資格」の有無により、個人の尊厳・人権に微塵も違いがないことを前提として判断し、強制送還は人権を侵害するものであるとしたのである。

裁判所の裁判官だけではなく、多くの人にとつて、「外国人」、さらに「在留資格のない人」を同じ人（専らそれは「日本人」「日本国民」を無意識に措置されている）と認識できるかが問われているの

である。

「外国人」とは、国籍を基準とするものであり、単に日本国籍を持っていないことを意味するにすぎない。しかし、それ以上の「雑音」を付着させている。権利主張・自己主張が強いにはじまり、嘘つき、危険である、犯罪をするなど、個人とはおよそ無関係な要素を付着させるのである。

「在留資格」（一般にはビザとも呼ばれる）という概念も実は同様である。在留資格がない人は、「不法入国」「不法滞在」として、その個人の尊厳までもすべからず「不法」であるかのように扱われてきた。しかし、在留資格を失う理由の九五%以上は、犯罪によるものではない（もともと、犯罪を行つたとしても個人の尊厳に影響はない）。単に国が用意した「在留資格」の中に適切なものがなかった。それだけのことである。また、在留資格を失うことで、その途端にその人の危険性・犯罪性のようなものが高まるはずもない。あなたが異国で在留資格を失つても、あなた自身であることに何らの違いもない。それと同様である。

本判決は、法技術的な「在留資格」の有無により、個人の尊厳・人権に微塵も違いがないことを前提とした。その意味で大きな一歩であると歓迎したい。

トヨタ自動車過労自死事件逆転勝訴判決の報告

あいち 梅村 浩司

二 ○二二年九月二六日、名古屋高等裁判所は、トヨタ自動車（以下、「トヨタ」と言います）

の従業員の妻が起こした労災の業務外決定に対する取消訴訟控訴審において、労働災害とは認めなかった一審判決を取り消し、業務外とした豊田労働基準監督署長の判断を取り消す旨の判決を下しました。国は上告等を断念し、当該判決は確定しました。

本件の被災者は、トヨタの生産技術の労働者であり、リーマンショック直後の二〇〇九年から二〇一〇年にかけて担当した重要な業務を行う中で困難に直面し、上司二人からのパワハラをうける中でうつ病を発症し自死に至りました。私は、水野幹男弁護士と共に、証拠保全、労災申請と取り組んできましたが、労災とは認められませんでした。そして、取消訴訟を提起し、当初からする

と二年間をかけて、ようやく労災と認められました。

本 件を困難にしたのは、労働実態が全く分かっていなかったことです。パワハラがあったかどうかともさることながら、被災者がどのような仕事を、どのような困難に直面していたのか、

具体的なことはわからない状態でした。ほぼすべての証拠はトヨタ側にあり、トヨタは、企業秘密を盾に証拠開示を拒否し続けてきました。証拠保全では、白紙同然の白塗りの資料しか出しませんでした。労働基準監督署等の調査においても、白紙同然の白塗りの資料しか出していませんでした。パワハラについては、当該上司二人が否定をするのはもちろん、同僚労働者も厳しめの指導はあったかもしれないが、パワハラなんてとんでも

ないと言っていました。

しかし、最終的には、パワハラ及び被災者の労働実態を明らかにすることができました。

そ れができた理由の第一は、三人のトヨタの労働者に協力いただけたことです。一人は、

被災者と同じ業務を行い、被災者と同じようにパワハラを受け、そのパワハラが原因でトヨタを退職した元労働者でした。証人尋問の際には、アメリカから帰国してもらい、証言をしてもらいました。もう一人も、被災者とは所属が違いますが、被災者の業務を詳細に知っている労働者で、定年退職後に被災者の業務内容などの詳細な陳述書三通を出していただき、証人にもなっていただきました。さらにもう一人は、被災者と同じ部で違う部署に所属していましたが、被災者同様、その部

署を代表して行う業務を行っており、現在は退職している労働者でした。控訴審段階で陳述書を作成していただきました。

理由の第二は、第三者であるトヨタに対する文書提出命令を申し立て、その後一年近くをかけて、それまで白紙同然の白塗りであった週報、計画表、会議議事録などを開示させることができたことでした。裁判所の訴訟指揮もあり、トヨタを文書提出命令申立事件の手續に参加させ、当方とトヨタ側で折衝を繰り返し、本件と関係のあるところを限定した上で開示をさせました。この開示された資料と、もともとあつた被災者のノートを照らし合わせ、分からないところは証人となつてくれた元労働者に聞きながら、被災者の労働実態や被災者が当時かかえていた問題を明らかにしていきます。

理由の第三は、反対尋問にある程度成功したことでした。文書が明らかになつて、当方の証人が協力してくれると言つても、明らかになる事実は限定的でした。反対尋問で、当時の上司、同僚から証言を引き出すことによつて、初めて明らかになる事実がいくつもありました。

① かしながら、一審では敗訴しました。一審判決は、パワハラについては、ほぼ当方の主張通りの事実認定をしました。しかし、人格や

人間性を否定するような叱責でないとのことで、それだけでは、強い心理的負荷があつたとは言えないとしました。被災者がかかえていた業務上の問題などについては、全体として大きな心理的負荷とはならないという判断でした。この点は、当方の主張はほとんど入れられませんでした。

本件のパワハラの特徴は、上司二人から、ワンフロアの事務所(三五〇席)で、業務に関する内容に関して、大声で叱責を受けるというものでした。しかも、それが、約一年間継続していました。被災者は、二人の上司から、少なくとも週に一、二回は叱責を受けていました。このことについては、証人尋問において、上司二人が否定し、トヨタ側の同僚が否定していましたが、一審裁判所は当方証人の証言を全面的に信用して、そのまま認定しました。

② 審判決の言い渡し直前、厚生労働省は、精神疾患の認定基準を改定して、新たな項目として、パワーハラスメントを作り、「強」の例として、上司等による他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃が執拗に行われた場合」と規定しました。控訴審では、認定基準改定の経緯、専門家会議の議事録などを証拠として提出しました。また、反対尋問

で明らかになった事実や三人目の証人を見つけて業務の過重性に関する主張を大幅に補充しました。

その結果、逆転勝訴判決を勝ち取ることができました。控訴審判決では、パワハラに関して、一審で認定した事実を前提として、その心理的負荷の強度を「強」としました。その他、被災者の業務の内容と業務上の困難に関して、詳細な事実認定をして、そのすべてについて、一審判決より心理的負荷の強度を引き上げました。

国は、前記改定は、パワハラという項目を新設しただけで、以前からの労災認定基準とは変わらないと主張しました。しかしながら、全く同じ事実について、一審判決は旧認定基準を参考に心理的負荷の強度を「強」とせず、控訴審判決は、改訂認定基準を参考に心理的負荷の強度を「強」としました。このことは、今後の行政に対して、大きな影響を与えると思います。

また、トヨタでは、パワハラ自死の若手社員の遺族に社長が謝罪したことが報道されたばかりです。「ストレスによる管理」といわれるトヨタ生産方式を前提とした労務管理は、パワハラを生じやすい環境を作っています。この判決をトヨタにおける職場環境の改善に結びつけるようにしたいと思います。

5



シリーズ

コロナ禍における人権問題①

シフト制の問題点と 首都圏青年ユニオンの取り組み

東京 藤原 朋弘

新型コロナウイルスによる災厄によって人々の命や健康、暮らしが脅かされています。こうした危機を人権問題ととらえ、多くの会員が様々な取り組みを進めています。これらの取り組みについて、新シリーズで連載していきます。

1 首都圏青年ユニオンとは？

首都圏青年ユニオン（以下「青年ユニオン」）は、首都圏を拠点とする個人加盟型の労働組合です。「青年」の定義は青年法律家協会と同様、心が青年（？）であればいいのです。

青年ユニオンは特にSNSを活用した情報発信に強みがあります。

青年ユニオンには、学生労働者が加入する学生ユニオンや飲食業界の労働者が加入する飲食店ユニオン、理美容業界で働く労働者が加入する美容師・理容師ユニオンなどの職種別分会があります。以下では、青年ユニオンの活動のうち、コロナ禍で多発しているシフト制及びその問題点について青年ユニオンの取り組みとともに紹介します。

2 シフト制とは

(1) シフト制の定義

本来的には交代制勤務のことを指し、労働日数・労働時間数が厳格に決められている働き方のことをいいます。ただ、昨今問題となっているシフト制とは、「月、週又は日ごとの所定労働時間

が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される労働者」の契約形態のことを指します（厚生労働省「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」）。

こうしたシフト制の最も大きな特徴として、勤務日数・労働時間が「勤務シフトによる」、「週〇〇（三日・週二〇時間未満）などと定められており、労働時間・週労働日数が労働契約締結の段階では明確に定まっていないことにあります。勤務日確定のタイミミングとしては前月までとしていることが多いです。

(2) シフト制の問題点

前述のとおり、シフト制は、シフトが具体的に確定することにより初めて労働日・労働時間が決定するという特性があるため、シフトが確定していない期間に会社が休業をした場合、そもそも「休業ではない」との使用者の主張がまかり通ってしまうという点に最も大きな問題点があります。つまり、シフトをどのように組むかについては使用者に決定権があり、シフト未確定期間はシフトを組んでいないだけであって、労働者を休業させたのではないということんでもない主張です。かか

る主張を敷衍すると、一切シフトを入れずに放置すること(「ゼロシフト」とも呼ばれます)も許されることとなり、実質的に解雇状態ではあるが解雇権濫用法理の適用はないという事態にもなり得ます。

以下で述べますが、コロナ禍では、正社員には休業手当が支払われるが、シフト制労働者には前記の理由で休業手当が一切支払われないという事例が相次いでおり、シフト制を悪用された事例が目立っています。監督行政もあろうことか前記の使用者の解釈を指示しており、労基署に相談に行っても対応してくれないという事態が生じています(この点は、厚労省要請を数度行っていますが改められていません)。

3 青年ユニオンのシフト制に関する

取り組み

(1) 青年ユニオンは、実際の相談事例からコロナ禍においてシフト制で働く労働者がとりわけ大きな被害を受けていることに直面しました。青年ユニオンが実際に受けたコロナ禍での労働相談の傾向分析では、相談者の七〇・一%がパート・アルバイトで、正社員からの相談はわずか一七・〇%でした(その他は失業者等)。そして、相談内容としては「事業主都合休業」についての相談が全体の六五%を占め、雇用形態別にみると、パー

ト・アルバイトの七九・八%が「事業主都合休業」の問題についての相談というような状況でした。

「補償なし休業」問題が、コロナ禍における中心的な労働問題の一つであることは明確です。なお、「補償なし休業」であっても、雇用調整助成金や休業支援金のような制度を活用できればよいのですが、企業側が休業を認めない、申請に協力しないなどの理由で、その多くは活用できていません。

(2) 青年ユニオン及び顧問弁護士は、以上の問題を踏まえ、シフト制労働の問題を広く社会に発信し、立法的な救済を含む根本解決を図るために、「シフト制労働黒書」(以下「黒書」)を共同作成し、記者会見で発表しました。なお、「黒書」というネーミングは「白書」のパロディです。

「補償なし休業」以外にも制裁としてのシフトカットや雇用保険からの離脱などの問題もあり、黒書ではこうした問題も取り上げていますが、ここでは「補償なし休業」問題の政策提言に絞ってご紹介します。

黒書では、前記のシフト制の「補償なし休業」問題及び使用者・行政の解釈の問題点を述べたうえで、①休業手当のシフト制労働者への適用拡大、②最低シフト保障の制度化などの政策提言を行っています。

①は厚労省などの監督行政の現在の運用を改め

よというもの、②は労基法二五条一項(労働条件明示義務)及び同法施行規則五条に「最低保障労働時間」「最低保証賃金」を加えることによって、シフト制契約で労働時間・労働日が確定していないという諸悪の根源を回避しようというものです。

そのほかにも就業規則の記載事項について定められている労基法八九条に「最低保障時間」や「最低保証賃金」の定めを記載する方法や求人票や求人広告などに「最低保障時間」と「最低保証賃金」の記載を徹底させるよう厚労省から通達を出すこと(あるいは、職業安定法五条の改正)により、シフト制労働の規制をすることも提言しています。

紙幅の関係ですべてを紹介することはできませんが、ご興味のある方は、青年ユニオンのホームページ上で見られますのでぜひご覧ください。

4 最後に

今後、青年ユニオン・顧問弁護士は、黒書で提言をした政策の実現に向けてシンポジウムや厚労省要請などさらなるアクションをとる予定です。

また、現在、青年ユニオンはシフト制で働く組合員の事例で、未払いとなっている休業手当の支払いを求める訴訟を三件支援しており、今後もこのような訴訟が続くと思われま

す。引き続き青年ユニオンと顧問弁護団の活動にご注目いただけますと幸いです。



「選挙供託金違憲訴訟」 終了のご報告

埼玉 鴨田 讓

一 訴訟の概要

本件は、二〇一四年二月に行われた第四七回衆議院議員選挙の小選挙区に立候補しようとしたものの、三〇〇万円の供託金を用意することができず、立候補届が受理されなかった方が原告となり、立候補の自由等を侵害された（憲法二五条、四四条違反）ことよって精神的苦痛を被ったとして、三〇〇万円の慰謝料を被告国に請求する国家賠償請求事件である。二〇一六年五月に東京地裁に提訴し、二〇一九年五月に供託金制度を合憲とする請求棄却判決が下され、同年二月の東京高裁判決もこれを追認し、二〇二〇年二月の上告棄却決定をもって本訴訟は終了した。

二 諸外国の選挙供託金制度

(1) OECD加盟国の選挙供託金制度

ア 二〇一七年七月当時の調査によれば、OECD加盟国三五カ国中、選挙供託金制度が存在する国は二カ国、存在しない国は二三カ国であった（もつとも、後記のとおり、その後カナダでは違憲判決が下され、供託金制度が廃止になった）。

イ フランスでは供託金制度が存在したが、一九九五年に下院・国民議会選挙の供託金（二〇〇〇フラン（約二万円）、二〇〇三年に欧州議会議員選挙の供託金（比例代表名簿）に一五五〇〇

〇ユーロ（約一九九万円）が廃止された。

(2) 選挙供託金制度について違憲判決が下された国

ア アイルランド

二〇〇一年七月、アイルランド高等法院において、アイルランド下院議員選挙に立候補する際に、政党所属か無所属かにかかわらず三〇〇アイルランドポンド（約五万円）の供託金の納付を義務づける選挙法を憲法違反とする判決が下された。その後、二度の選挙供託金制度改正により、無所属立候補のみ五〇〇ユーロ（約五万九〇〇〇円）の供託金納付もしくは三〇名の署名の提出に制度変更がなされた。

イ 韓国

二〇〇一年七月、韓国憲法裁判所において、国会議員選挙に立候補する際に、二〇〇〇万ウォン（約一九三万円）の供託金の納付を義務づける公職選挙法を憲法違反とする判決が下された。この判決を受け、供託金額を二〇〇〇万ウォンから一五〇〇万ウォン（約一四五万円）に引き下げる改正が行われた。また、供託金が没収となるライン（返還条件）についても緩和された。

ウ カナダ

二〇一七年一〇月、カナダのアルバータ州裁判所において、カナダ選挙法のうち、一〇〇〇カナダドル（約八万二〇〇〇円）の選挙供託金について

規定した条項が「権利及び自由に関するカナダ憲章」のうち、参政権及び被参政権を保障した同憲章第三条に違反し、違憲であるとの判断がなされた。この判決を受け、カナダ政府は、民主制度担当大臣が声明を発し、同判決に対し控訴しない意向を公式に明らかにし、カナダの選挙供託金制度は廃止となった。

三 本訴訟における原告の主張の要旨

(1) 供託金制度は憲法違反であること

立候補の自由を保障した憲法二五条一項、国会議員の資格について財産又は収入による差別を禁止した憲法四四条但書に反し、主目的に供託金制度自体が違憲(供託金額が一円であっても違憲)、予備的に三〇〇万円という金額が高額に過ぎ違憲である。

(2) 日本の供託金は世界一高いこと

前記のとおり、OECD加盟国では供託金制度のない国の方が多数であり、供託金制度がある国でもその金額は日本よりも遙かに低額である。被告国は、選挙供託金制度の趣旨・目的を「候補者が濫立し(単なる売名目的、選挙妨害等真に当選する意思がない候補者の出現も予想される)、各候補者の演説、連呼行為、選挙公報、新聞広告の掲載が氾濫して、かえって、自由かつ公正な選挙の実現の妨げになる」と主張するが、供託金制度

のない国で立候補者の濫立による選挙の混乱は起きていない。

(3) 供託金制度は低所得者の立候補の自由を制約すること

年収三〇〇万円以下が五二%、女性の年収三〇〇万円以下が七四%(総務省統計局・二〇一五年労働力調査)であり、供託金制度は、多数の国民の立候補の自由を侵害している。

(4) 制度の趣旨目的

被告国は供託金制度の目的を前記のように述べるが、真の目的は無産政党(無産者)の議会への進出を抑制することにある。



2019年5月24日、第一審判決日の旗出しの様子。
一番左が宇都宮健児弁護士、左から二番目が筆者。

四 第一審判決(東京地判令和元年五月二四日)の概要

結論は、供託金制度を合憲とする請求棄却判決であった。その理由は、「選挙供託金制度は立候補の自由に対する事実上の制約」と判示しつつも、①選挙供託金制度の目的は売名候補者の立候補を抑制して、候補者の濫立を防止することにより正当、②立候補資格そのものを制限しないので憲法四四条但書に直接抵触しない、③国会の裁量を広く認める必要があるので違憲性判断基準は緩やかで構わない、④諸外国の制度や判決は日本には当てはまらない、⑤推薦制(署名)など供託金よりも立候補の自由を制限する程度が低い制度については、国会で議論されていくもので裁判所は判断しない、というものであった。その後の控訴審判決も第一審判決をほぼ踏襲したため、上告をしたが棄却決定がなされた。

この第一審判決は、ジュリスト令和元年度重要判例解説二〇頁で解説がなされているが、執筆者の村山健太郎教授(学習院大)は、「貧困層の民意を減縮しうる選挙供託金制度が『民意の確な反映』を阻害していないかについて、本判決は十分に検討していないおそれがある」と厳しく批判しているが、この批判はもつともである。

第一審で二回も期日を重ねたわりには中身の

ない判決でがっかりもしたが、この訴訟に関わった者としてこれからも供託金制度廃止に向けて活

動していきたいと思う。

シリーズ
憲法を知るための

12作品

堀川恵子著

『戦禍に生きてきた演劇人たち』
演出家・八田元夫と『桜隊』の悲劇

東京 神垣 真歩



『戦禍に生きてきた演劇人たち』

演出家・八田元夫と『桜隊』の悲劇

二〇一七年七月七日発行

著者：堀川恵子

出版社：講談社文庫

定価：一九八〇円(税込)

四六版 三七〇頁

一 はじめに

本作品の序章の末尾に綴られた文章が非常に印象的であった。

その文章とは、次の文章である。

「これから始まる物語は、演出家八田元夫の眼を通して見えた、演劇界の足跡だ。戦禍の中に自由を奪われ、手足を縛られ、重い枷をはめられ、それでも芝居の世界に生き抜いた舞台人がいた。互いを深く愛し、戦争で離れ離れになってもなお、演じることを通じて心を通い合わせようとした俳優たちがいた。」

「彼らが生きた時代に向き合う時、私たちは改

めて反芻することになるだろう。あの時と同じ空気が今、この国に漂ってはいやしないか。頭上を覆い始めたどす黒く重い雲から、再びどしゃぶりの雨が降り出しやしないか。そしてその時、果たして私たちは、足を踏ん張って立ち続けていくことができるだろうか。」

本作品は、日本国憲法が制定される前の戦時中において、国家によって自由を奪われ、自分のため、そして自分が信じるもののため、の演劇を許されなかった演劇人たちの姿を記したノンフィクション作品である。日本国憲法改正の議論が出てきている今、あの時を知らない世代である私たちだからこそ、改正議論に入る前に、まず

あの時を知ることに始めるべきではないか。そのような思いから、本作品を紹介するに至った。

二 明治憲法下における表現の自由

明治憲法の下では、表現の自由は、法律の留保を伴う権利であった。実際、出版法、新聞紙法、治安維持法、不穩文書臨時取締法、新聞紙等掲載制限令、言論・出版・集會・結社等臨時取締法などの制定により、表現活動は厳しく制限されていた。

本作品でも、国家による思想弾圧が始まり、演劇が制限されていく姿を描いている。例えば、「上

げ本」という言葉だ。「上げ本」とは、「劇団が制作した台本に、当局による検閲が為され、上演許可の判が押されたもの」で、「全ての台本は上演一日前に警視庁の検閲係に提出し、検閲を受けなくてはならなかった。」のである。初日間際になって届いた「上げ本」は、支離滅裂の削除訂正が求められ、芝居として全く筋が通らない脚本になっていったという。あらゆる準備を無駄にされ、満身創痍の芝居を強いられた演劇人たちは、せめてもの抵抗として、削除された台詞をパントマイムの格好で口パクで大袈裟に演じてみせたり、カットされた脚本をそのまま劇場の廊下に貼り付けたりしていたらしい。

また、本作品では、思想弾圧によって、演劇人たちが表現活動を自己規制していく様も描かれる。検閲で上演禁止となり、制作準備に費やした膨大な出費が回収不能になることを避けるため、社会を批判する戯曲ではなく、穏やかな芸術作品に特化した芝居を自ら選ぶようになるのである。そして、企画の段階から警視庁に粗い脚本を見せて伺いを立てる「内閲」も横行し始めるようになる。このような演劇人たちの様について、著者は「権力による締め付けが、経済的事情からやがて本丸の表現内容へと浸潤していく様、そして衝突を避けるための自己規制という構図は、いつの世も似ている。」と述べている。

三 治安維持法における適用範囲の拡大と政治的背景

一九四〇（昭和二五）年八月、八田元夫を含む演劇人が治安維持法に基づき、一斉検挙された。

一九二八（昭和三）年の法改正で治安維持法に新たに追加された「目的遂行罪」の容疑である。「目的遂行罪」とは、特定の結社や非合法な党に加入していなくても、国体変革等を目指す結社の目的に寄与する行動を犯罪と定めるものであるが、党の宣伝ビラや関連著作を所持しているだけでも同罪が適用され、党や結社とは直接関係のない外郭団体を摘発する際にも積極的に使われた。

同年一〇月、大政翼賛会が結成され、太平洋戦争を前にして国家総動員体制を築くために、保守政党から無産政党まで全ての政党が「自発的に」解散を強いられ、大政翼賛会に合流することになる。演劇人たちの一斉検挙は、有力な演劇人を一掃し、残った演劇関係者を、大政翼賛会の下部組織「日本移動演劇連盟」の傘下にまとめあげ、国がすべての演劇を管理下に置くための体制を構築するために行われたのである。

国家の政治的な思惑により、法律の適用範囲が拡大され、不当に国民の自由が奪われるということとはあつてはならないことである。共謀罪（改正組織的犯罪処罰法）や憲法改正を進めるための改

正国民投票法が成立している今、あの時と同じことが繰り返されないよう、法改正の裏にある政治的背景に目を光らせ、法の拡大適用・拡大解釈に対しては、毅然として抗議の姿勢を示していかねばならないだろう。

本作品を読み、あの時を少しでも知ることができた今、強くそう思う。

四 おわりに

本作品は、演出家八田元夫と移動劇団「桜隊」の悲劇を記す。「桜隊」とは、一九四五（昭和二〇）年八月六日、アメリカが広島に投下した原子爆弾で全滅した悲劇の劇団として知られ、八田元夫は「桜隊」の演出家であった。本作品に出てくる演劇人たちは、演劇の世界の虜となり、ただ舞台上に触れて生きていたいと願っていた者たちである。自分たちが生きるために演劇をしていた者たちにとって、その生きる術を蹂躪された時代があった。生きるための演劇をするために向かった地で、生きる路を閉ざされた者達があった。ぜひ、本作品を手に取り、今、あの時と同じ空気が漂っていないか、考えてみて欲しい。

二期弁護士ネットワーク主催

「原発訴訟から司法を考える」

— オンライン学習会報告

9/25
開催

東京
澤藤統一郎

五

○年前、「司法の嵐」と言われた時代に修習生運動を共にした二期弁護士の気の合った仲間が、今年（二〇二二年）の四月、阪口徳雄君の修習生罷免とその復権の経過を素材に『司法はこれでいいのか』（現代書館）という本を出版し、四月二四日には出版記念の集会を開催した。この出版と記念集会の主体として、「二期弁護士ネットワーク」を名乗り、なんとなくそのグループでのささやかな活動を続けている。その個人名は、『司法はこれでいいのか』の書の末尾に寄稿者として並んでいる二九名の同期弁護士だが、そのうちの四名は既に故人となっている。

出版も集会も、その準備はオンラインでの会合を重ねなければできなかった。集会の後も頻繁にオンライン会議を開いては、意見交換をしている。意見交換の半分は、それぞれの安否を確認し合う

井戸端会議のようなもの。

二

三期共通の関心事は司法問題。どうすれば、《憲法が想定する、真に独立した人権の砦としての裁判所》をつくることができるだろうか、という問題意識。

そのような観点からの活動の第一歩として、去る九月二五日にオンライン学習会を開催した。「原発訴訟から司法を考える」とタイトルした企画。下級審裁判官が、最高裁の思惑を付度し、最高裁が政権の思惑を付度しているのではないか。国策にとつての重要な事件の一分野として、取りあげてみようということ。

企画書は次のように述べている。

「今回は、三・一一の福島原発事故以後の原発差止訴訟を取り上げます。ご存じの通り、全国各

地で差止訴訟が提起されていますが、勝訴判決はわずかですし、勝つても上級審では全て覆されています。あれだけの被害を出し、史上最大最悪の公害と言われる原発被害を経験したのにもかかわらず、この結果は何を意味するのでしょうか、また何が原因となっているのでしょうか。さらには、どうすれば裁判所を変えていけるのでしょうか。ハードケースで勝訴判決が出ない司法の問題点を現状を議論し、今後の裁判に役立てたい……。」

パネリストは次のお二人。

*島田広弁護士 五〇期（大飯原発福井訴訟団長として、いわゆる樋口判決を得るも控訴審等で最高裁シフトを経験）

*井戸謙一弁護士（元裁判官）三二期（金沢地裁裁判長時代に、北陸電力を被告とする志賀原発二号

機の運転差止請求事件で差止を認める史上初めての判決を言い渡したことで知られる。現在は、弁護士として原発訴訟に関与し、差止訴訟に限らず、「ふくしま集団疎開裁判」等の弁護士も務めている。

司

会を担当された北村栄弁護士が、周到な準備を経ての質問をしてくれたおかげもあって、充実したものとなった。報告は、井戸さんのお話に限らせていただく。いくつか、印象に残ったことを、私なりの理解で書き起してご紹介しておきたい。

◇訴訟とは、決して実体的真実を見極めるための手続ではない。終局判決は、手続上のルールに従った結果以上のものではない。

刑事事件においては、「ギルティ」と証明できない限りは、「ノットギルティ」の判決となる。被告人が真に無実であるか否かの審理ではない。

民事訴訟も同様に挙証責任の配分というルールに従っての判断に至る手続で、民事訴訟としての原発差止請求事件においては、本来安全性具備の挙証責任は被告・電力会社側にある。ところが、多くの原発差止め事件判決が、先例とされている行政訴訟の伊方原発事件の法理に

従って、挙証責任を逆転させて住民を敗訴させてきた。私は、民事訴訟のルールの通りに判決したまでのこと。

◇それでも、初めての差止請求認容判決を出すには緊張感が伴ったし、その後も変わった裁判官という目で見られた印象を拭えない。自分の信念に従った判決が、裁判官としてのキャリアに影響あることは予てから覚悟していた。だから、ローンなどは、早めに完済するよう、心がけていた。

◇原発訴訟に典型的な、専門性高い科学的知見を噛み砕いて文系の裁判官に分かり易く伝えるには、争点を絞り、主張は簡潔でなくてはならない。自ずから、書面は短く、記録は薄くなるのが望ましい。漫然と膨大な領域の科学論争に巻き込まれると、裁判官を説得して自信を持った判決を得ることが困難になる。

◇いま原発訴訟で重要な実務的課題は、良心的な科学者集団の叡智を結集して必要な科学的知見をまとめ、裁判所に納得してもらうこと。とりわけ、これまで余り注目されなかつた地盤工学に関する研究者たちの助力を得て、基準値震動が十分な原子力発電所の耐震性の確保をしているかの具体的な検証を進めている。

◇原告住民の主張を実現するには法廷外の運動も大切だと思う。傍聴席が満員であれば、国民が

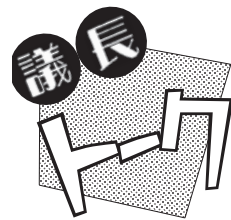
注視している事件だという緊張が生まれる。公正判決要請などの署名は、書記官限りで裁判官にまで上がってこない扱いが多いようだが、なんとなくたくさんの署名があったということは話題になって、伝わるものだ。

◇原発関連訴訟に関しては、三・一一事故による被害の確認・再確認は重要だと思う。事故直後のあの緊迫感の時とともに風化しつつあると思わなければならない。

◇国を被告にする事件だからといって、裁判官が国におもねることはないと思う。しかし、国策の根幹に関わるような事件では、話は別。たとえば、沖繩の事件ではそれが顕著に表れていると思う。

◇かつては、結論では棄却の判決でも、その理由中の傍論で重要な事実認定をし、あるいは違憲違法を語った例が多かった。最近ではそれが少ない。安保法制違憲訴訟諸判決には一件もない。裁判官の意識の変化を表していると言えるかも知れない。

◇裁判官は、組織に隠れた存在になつてはならない。評価すべき判決も批判すべき判決も、裁判官・裁判長の固有名詞を冠して特定すべきだ。だから、ネットで裁判官の実名を上げての称賛も、裁判批判も両方あつてしかるべきだと思う。



「私の実務修習 （刑事裁判）」

私の実務修習の思い出の最終回です。おそらく、私の議長トークの中で一番、意味がない回になるかもしれませんが、私としては書かずにはおれないのです。

お世話になった刑事部の部長さんが、私は苦手でした。修習生を集めて、刑事裁判の勉強会を開いてくださるのはありがたいのですが、一々、私をいじるわけです。

問題—被告人が無罪を主張して全面的に争い情状立証を行わなかった場合、量刑において情状立証のないことを被告人に不利な事情として考慮して良いか。

すると部長さんが「さあ、この点、人権派（アクセント強め）弁護士志望の上野君は

どう考えるのかなあ？」と来るわけです。私が「この場合は被告人の不利に考慮することはできないと解します」と言いますよね。部長さん「そうかなあ……。真摯に反省している被告人とは差を付けるべきだから、情状として考慮するのは当然でしょう」。私「公訴事実を争わない被告人については、反省していることを有利な情状として考慮し、無罪を争った被告人に対しては、情状立証が期待できないわけですから、情状立証のないことを不利に扱うことはしない。これで良いと思います」。部長さん「でも、それでは実務は回らないよね」。私「いえ、実務もそうあるべきだと思います」。このような応酬が、毎回、他の修習生を差し置いて続きました。今、思えば、温かい指導だったと見るべきなのでしょう。

我慢ならなかったのは、部長さんの官舎（庭付き一軒家）の半強制的草むしり＋パーベキューでした。部長さんが、「そろそろ庭の草が伸びたなあ」と呟くと、首席書記官が飛

んできて（異常に耳が良い）、「それでは職員が草むしりに伺いましょう。修習生の皆さんも参加してください」と出席確認を始めてしまうのです。部長さんは、「そうか？ すまないなあ。終わったら旨い肉を焼いてやるぞ」と。裁判官志望の修習生は「喜んで（うれしそうではない）」、他の修習生は「はい（仕方ない……）」。私は「すみません、外せない用事があります（ないけど）」と二回とも断りました。経費節約と部内親睦ということなのかもしれませんが、違うのではないかと今でも思います。

この刑事裁判修習を終え、私の実務修習は終わりました。各四か月で一年四か月です。自分の修習の充実度を考えると、修習は二年間に戻すべきではないかと思えます。

私の「議長トーク」もあと残り八回です。次回は、事実婚の話をしたと思います。

（青法協弁学会同部会議長 上野 格）

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第3回(冬)

12月 3日(金)～4日(土) 和歌山

*第4回(春)

2022年

3月 4日(金)～5日(土) 高知

【第53回定時総会】

2022年

6月25日(土)～26日(日) 沖縄

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

12月15日(水)13時～

【修習生委員会】

12月17日(金)10時半～

【広報委員会】

12月14日(火)18時～

お知らせ

改憲問題対策法律家6団体連絡会が、10月26日、「自民党の選挙公約、ここが問題!～『自民党政策BANK』を検証する」を公表しました。

また、11月10日には、意見書「日米軍事同盟の新段階～変質する自衛隊と進む憲法9条壊憲『台湾問題をめぐる情勢との関係で』」を公表しました。

詳細は、青法協ホームページ(右記QRコード)のお知らせ欄のリンクより、ダウンロードできます。



会員のみなさまへ 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局(bengaku@seihokyo.jp)まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼新型コロナウィルス感染の第五波が、ついに終息したように見える。しかし、これから冬に向かう時期であり、第六波

がどうなることやら。その狭間で、久しぶりに「リアル」の弁論期日に出廷した。相手方の不当な主張を本気で批判すること、それを裁判官に分かってもらうことは、Web会議の「画面越し」では難しいのではないか。そのような直接主義・口頭主義の大切さを改めて感じた次第である。早く、世界が正常に戻って欲しい。

(米倉 勉)

